認定対象者の添付書類

《配偶者の場合》

住民票が日本国内にあることが認定の要件です。例外として認められる場合についてはパレット健保までお問い合わせください。

Ａ ＋ Ｂ ＋ Ｃそれぞれで当てはまった全ての書類を以下の「添付書類一覧」で確認し、提出してください。

Ａ 現況について					書類番号
□学生					②
□給与所得者	３ヶ月以上の給与の支給実績がある				③
	勤務を開始したばかりで、給与の支給実績が３ヵ月以上ない				④
□無収入	過去１年以上まったく収入がない				⑤
	過去１年の間に会社を辞めている	雇用保険に加入していた	離職票の発行あり	・失業給付の受給手続き、延長手続きをする ・失業給付の受給はしない	⑥
				・既に失業給付の受給を終了している	⑦
			離職票の発行なし		⑧
		雇用保険に加入していなかった			⑨
	自営業を廃業した				⑩
□確定申告者					⑪

（注意）婚姻に伴い申請をする方で、書類の氏名が旧姓の場合は、婚姻したことが確認できる書類の提出も必要です。

Ｂ 被保険者との居住状況について		書類番号
□同居 □別居 （単身赴任） （通学）		不要
□別居（施設入所）	施設に住民票を移していない	⑭ ⑯
	施設に住民票を移している	⑭ ⑯ ⑰
□別居（その他）		⑭ ⑮ ⑱

Ｃ 年金・手当金等(※2)の受給について	書類番号
□年金受給者	⑲
□手当金等の受給者	⑳

状況に応じて追加で書類をご提出いただく場合があります。添付書類について、ご不明な場合はパレット健保までお問い合せください。
（電話 ０３－３９８４－７１７１）

添付書類一覧

（パレット健保様式★以外はすべてコピーを添付）

パレット健保様式★

①	扶養状況届★	
②	学生証	
③	給与明細直近３ヵ月分	
④	雇用契約書（月の収入が確認できるもの）と発行されている給与明細	
⑤	所得証明書(※1)省略可能	パレット健保に加入していない家族の所得証明書は省略することができません
⑥	離職票 1.2（または雇用保険受給資格者証）と失業給付用念書★	
⑦	雇用保険受給資格者証	
⑧	離職票未発行退職証明書★　または 雇用保険資格喪失確認通知書	
⑨	退職源泉徴収票	退職日の記載があり、社会保険料控除欄が空欄（０円）のもの
⑩	廃業証明書	
⑪	確定申告書類一式 税務署の受付が確認できるもの	確定申告書第１・２・３表、収支内訳書、損益決算書など全て

(※1)扶養登録申請書に個人番号の記載がある方は添付を省略することができます。但し、情報照会に時間を要する場合がございますので、お急ぎの場合は添付書類としてご提出ください。また、情報照会ができない場合、改めて書類をご提出いただく場合がございますので予めご了承ください。

⑫	被保険者の配偶者の収入証明 ※配偶者がパレット健保の被保険者の場合は、記号番号を申請書の余白に記入 ※退職している場合は退職日のわかる書類	収入の種類	給与のみ	③
			年金のみ	⑤と⑲
			給与＋年金	③と⑲
			確定申告者	⑪
⑬	被保険者の世帯全員の住民票 発行から３ヶ月以内	世帯全員が証明されていて、続柄が省略されていないもの		
⑭	認定対象者の世帯全員の住民票 発行から３ヶ月以内	世帯全員が証明されていて、続柄が省略されていないもの		
⑮	パレット健保に加入していない同居家族の収入証明 （同居家族のうち被保険者の子は除く）	提出書類については健保へお問い合わせください		
⑯	入所証明書			
⑰	施設費用を負担している領収書　直近３ヵ月分			
⑱	金融機関の振込明細票 直近３ヵ月分			
⑲	直近の年金振込通知書(※1)省略可能	パレット健保に加入していない家族の年金振込通知書は省略することができません		
⑳	直近の支給決定通知書(※2)	受給者の氏名、支給金額、支給月など確認できるもの		

（※２）児童手当、生活保護、障害手当、傷病手当、職業訓練給付金、求職訓練給付金など

パレット健康保険組合 PALETTE